

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	18,894	12,828	5,242	385 (調整手当) 439 (通勤手当)	-	-
副理事長 (1人)	17,756	11,892	4,978	714 (調整手当) 172 (通勤手当)	-	3月31日1名
理事 (8人)	126,385	84,708	35,255	4,476 (調整手当) 1,598 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)	-	3月31日2名
監事 (3人)	40,495	27,240	11,225	1,099 (調整手当) 931 (通勤手当)	-	3月31日1名

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績助案率	摘要
理事長					該当者なし
副理事長	833	1 6	H17.3.31	-	独立行政法人評価委員会による平成15年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。 なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績助案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
理事A	8,729	4 0	H17.3.31	-	独立行政法人評価委員会による平成15年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。 なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績助案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
理事B	762	1 6	H17.3.31	-	独立行政法人評価委員会による平成15年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。 なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績助案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
監事	658	1 6	H17.3.31	-	独立行政法人評価委員会による平成15年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。 なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績助案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。

注:業績助案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

職員給与について
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	2493	42.3	7,182	5,278	49	1,904
事務・技術	521	40.1	5,950	4,338	58	1,612
研究職種	1321	43.6	8,630	6,357	40	2,273
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	0					
教育職種 (高等専門学校教員)	0					
技術専門職員	646	41.3	5,158	3,789	58	1,369
指定職員	5	57.9	14,501	10,415	75	4,086

注₁:「技術専門職員」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

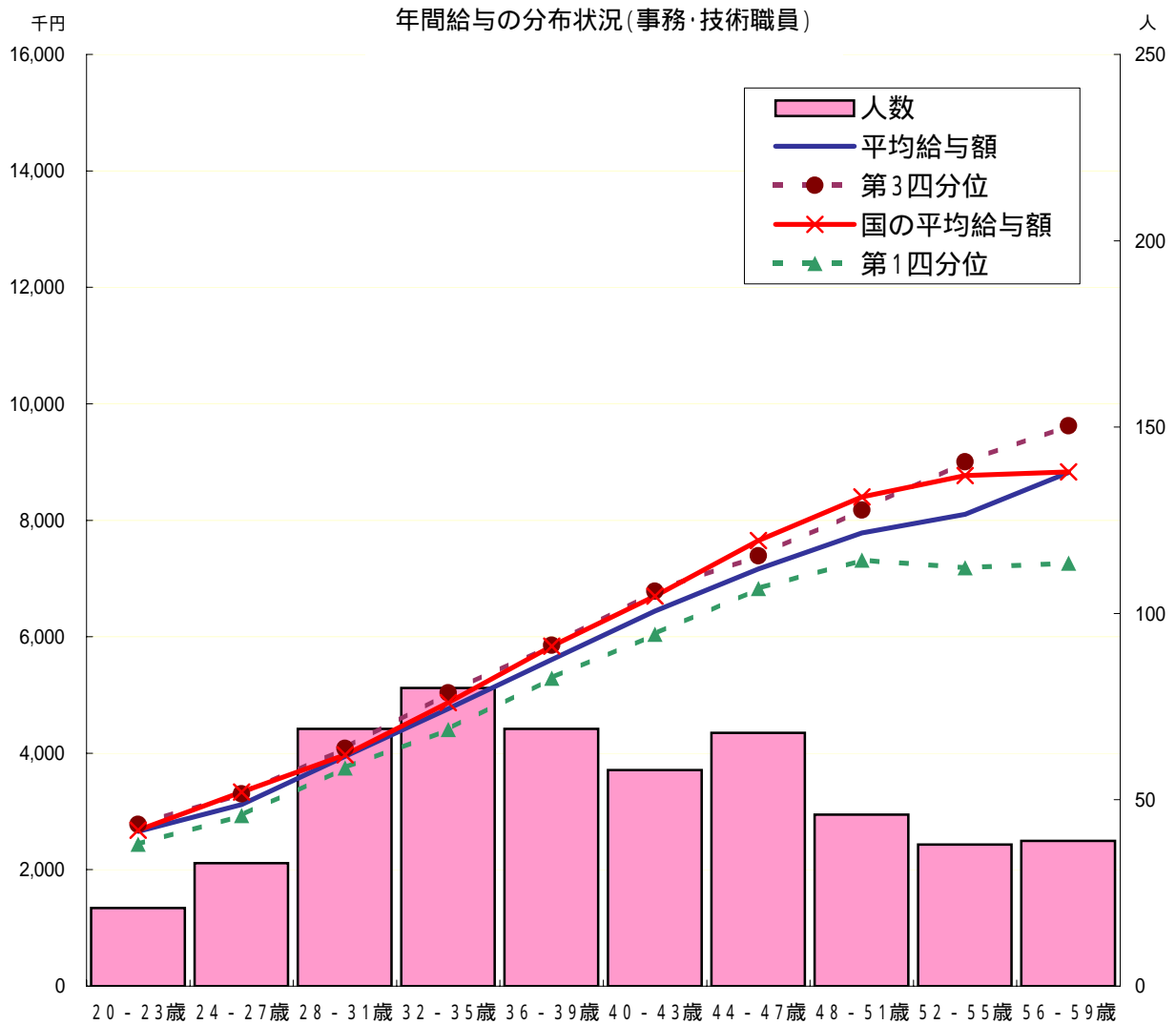
注₂:「指定職員」とは、研究所長等のうち理事長が定める官職を占める職員を示す。

在外職員	該当者なし					
任期付職員	34	34.6	6,127	4,744	26	1,383
事務・技術	0					
研究職種	34	34.6	6,127	4,744	26	1,383
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	0					
教育職種 (高等専門学校教員)	0					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
非常勤職員	49	44.9	4,520	4,520	146	0
事務・技術	15	51.4	3,030	3,030	144	0
研究職種	28	43.3	5,282	5,282	166	0
医療職種 (医師)	0					
医療職種 (看護師)	0					
教育職種 (高等専門学校教員)	0					
委託費等雇用職員	6	35.8	4,693	4,693	62	0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下 まで同じ。〕

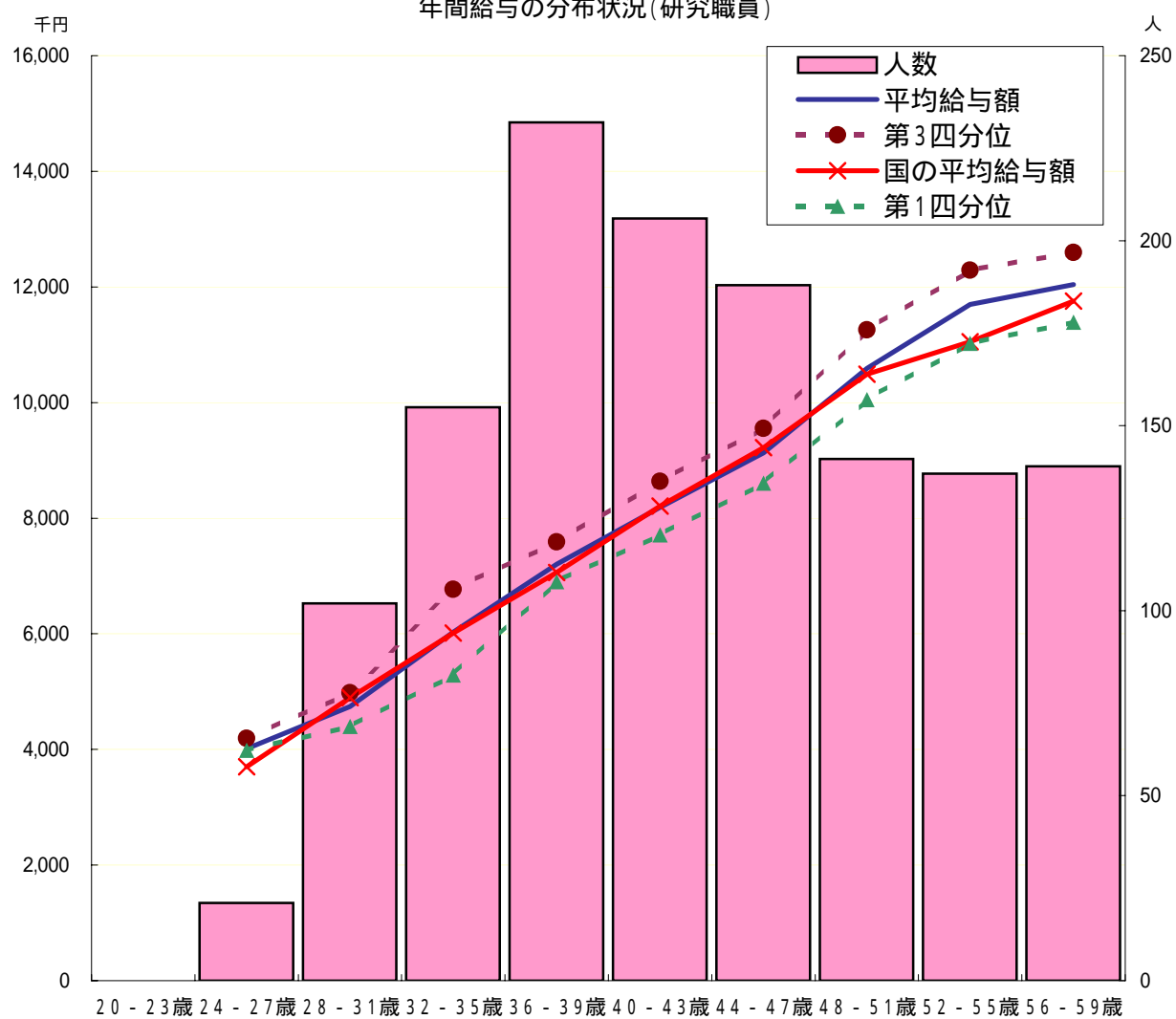
(注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	8	56.8	10,743	11,051	11,340
課長	59	52.4	8,122	8,765	9,443
課長補佐	66	50.1	7,222	7,526	7,740
係長	267	40.0	5,039	5,796	6,583
係員	121	27.9	2,997	3,469	3,901

年間給与の分布状況(研究職員)



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	107	55.7	12,079	12,517	13,117
研究課長	487	49.4	9,034	10,202	11,294
主任研究員	503	40.5	7,065	7,797	8,254
研究員	224	31.7	4,549	4,987	5,405

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員			係長・同相当職		
人員(割合)	521人	16人 (3.1%)	35人 (6.7%)	73人 (14.0%)	111人 (21.3%)	75人 (14.4%)	128人 (24.6%)
年齢(最高～最低)		23歳 20	28歳 23	35歳 27	46歳 30	59歳 35	59歳 39
所定内給与年額(最高～最低)		2,391千円 1,720	2,762千円 1,980	3,479千円 2,327	4,692千円 2,874	5,107千円 3,645	6,612千円 4,151
年間給与額(最高～最低)		3,085千円 2,350	3,624千円 2,706	4,695千円 3,164	6,468千円 3,914	6,854千円 5,082	8,759千円 5,945

7級	8級	9級	10級	11級
課長・同相当職		部長・同相当職		
42人 (8.1%)	32人 (6.1%)	8人 (1.5%)	1人 (0.2%)	0人
59歳 45	59歳 37	58歳 52		
7,388千円 5,203	8,149千円 5,629	8,463千円 6,997		
9,985千円 7,299	10,829千円 7,808	11,530千円 9,621		

注：10級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任 研究員・同相当職		研究部長・ 同相当職
人員(割合)	1321人	0人	224人 (17.0%)	377人 (28.5%)	286人 (21.7%)	434人 (32.9%)
年齢(最高～最低)			58歳 24	48歳 32	59歳 40	59歳 45
所定内給与年額(最高～最低)			5,162千円 2,429	6,748千円 4,564	8,097千円 5,289	10,377千円 6,693
年間給与額(最高～最低)			7,122千円 3,319	8,965千円 6,188	10,771千円 7,330	14,355千円 9,174

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.6	% 61.4	% 60.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.4	% 38.6	% 39.9
	最高～最低	% 42.9～32.8	% 39.1～38.3	% 40.9～36.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.6	% 32.0
	最高～最低	% 41.2～30.3	% 37.3～28.2	% 35.5～29.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.7	% 62.6	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.3	% 37.4	% 39.3
	最高～最低	% 49.4～32.1	% 45.7～29.2	% 44.4～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.5	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.5	% 31.9
	最高～最低	% 42.1～30.4	% 38.7～28.3	% 40.2～29.6

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.7

対他法人(事務・技術職員)

89.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

101.3

対他法人(研究職員)

98.2

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成13年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	23,798,266	23,864,635	66,369 (0.3)	931,750 (3.8)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	26,060,753	26,057,953	2,800 (0.0)	887,172 (3.3)
最広義人件費	26,062,422	26,059,526	2,896 (0.0)	886,990 (3.3)

注: 前年度上半期分及び中期目標期間開始時相当額については、独立行政法人農業技術研究機構及び生物系特定産業技術研究推進機構の支出額を用いて集計した。
なお、前年度において生物系特定産業技術研究推進機構が支出した農林水産関係特殊法人厚生年金基金脱退時特別掛金については除外した。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
理事長	有り	-	-	通勤手当、調整手当、寒冷地手当の改正
役員(常勤)				
役員(非常勤)	無し	-	-	-
職員	有り	-	-	通勤手当、調整手当、寒冷地手当の改正

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成15年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 〕

役員報酬水準の改定内容

理事長 副理事長 理事 監事 非常勤役員	{	俸給月額を据え置き、通勤手当の6か月定期券等の価額による一括支給への変更、調整手当の異動保障の見直し、寒冷地手当の支給地域、支給額、支給方法の見直しの改定を行った。	}
	{	改定は行わなかった。	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	普通昇給： 現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。 特別昇給： 職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績(研究職員のうち特定幹部職員については、前年度の研究業績評価その他勤務成績)に応じ、140/100(特定幹部職員にあっては、180/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

- (1) 6箇月定期券等(交通機関等利用者)の価額による一括支給を基本とすることに変更。
- (2) 異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を超えることを要件化するとともに、調整手当における異動保障の支給期間を従来の3年間から2年間とし、2年目の支給割合は、80/100に変更。
- (3) 寒冷地手当の支給地域を、北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる地域に限定し、支給方法を一括支給(10月末日)から月額制(11月から3月までの5ヶ月間)に変更するとともに、支給月額の世帯等の区分の見直しを行った。

法人が必要と認める事項

特になし